栃木県公報

令和５(2023)年
８月25日(金)
号　外
第 47 号

目　　次

規　　則
○栃木県屋外広告物条例施行規則の一部改正…… 1
告　　示
○屋外広告物掲出禁止区域等の指定の一部改正…… 1

規　　則

栃木県規則第44号

栃木県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年８月25日

栃木県知事　福　田　富　一

栃木県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県屋外広告物条例施行規則（平成11年栃木県規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「鉄道車両」の次に「及び軌道車両」を加え、「ＬＲＴ停留場」を「軌道停留場」に改める。

別表第３中「鉄道車両を」を「鉄道車両及び軌道車両を」に改め、「及び鉄道車両」の次に「又は軌道車両」を加える。

別表第４中「ＬＲＴ停留場」を「軌道停留場」に改める。

附　則

この規則は、令和５年８月26日から施行する。

（都市計画課）

告　　示

栃木県告示第333号

屋外広告物掲出禁止区域等の指定（平成11年栃木県告示第479号）の一部を次のように改正し、令和５年８月26日から適用する。

令和５年８月25日

栃木県知事　福　田　富　一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
第１～第４　略 **第５**　条例第９条第１項の規定により知事が指定する場所又は施設 条例第９条第１項の規定により知事が指定する場所又は施設は、<u>　　鉄道車両（鉄道の用地において運行の用に供するものに限る。）及び軌道車両</u>並びに路線バス及び観光バスとする。 **第６～第10**　略	**第１～第４**　略 **第５**　条例第９条第１項の規定により知事が指定する場所又は施設 条例第９条第１項の規定により知事が指定する場所又は施設は、<u>鉄道の用地において運行の用に供する</u>鉄道車両<u>　　</u>並びに路線バス及び観光バスとする。 **第６～第10**　略

（都市計画課）

発 行 人　栃　木　県　〒320-8501 宇都宮市塙田１丁目１番20号　販売価格１か月3,120円
印 刷 所　株式会社松井ピ･テ･オ･印刷　〒321-0904 宇都宮市陽東５丁目９番21号　（消費税、地方消費税及び送料を含む。）